

住宅改修及び福祉用具の適正化について

住宅改修及び福祉用具の適正化については、2012年度（平成24年度）からの3年間を実施期間とする「福山市高齢者保健福祉計画2012」において、次のとおり位置づけ、取り組みを進めています。

担当者から、内容について照会等があった場合には、ご協力の程よろしくお願ひします。

事業	取り組み	具体
住宅改修	必要に応じて事前訪問調査や事後確認を行う。	○図面や写真などの添付資料では状況把握ができないものについて、現地での確認を行う。 ○工事が適正に実施されているかどうかについて、現地での確認を行う。
福祉用具の購入・貸与	国保連介護給付適正化システムの情報を活用し、サービス内容の点検を行う。	○広島県国保連から提供される「軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表」を活用し、貸与が適正に行われているかどうかについて、事業所での聴取を行う。 ○福祉用具サービス計画の内容を踏まえた適正な貸与・購入であるかどうかについて、現地での確認を行う。（次年度以降）